
さっぽろ自転車押し歩きキャンペーン街頭啓発業務
〈業務仕様書〉

令和元年（2019年）5月

札幌市市民文化局地域振興部区政課

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部区政課が実施する「さっぽろ自転車押し歩きキャンペーン街頭啓発業務」(以下「本業務」という。)の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(環境負荷の低減)

第7条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第8条 業務完了後、迅速に完了届を提出すること。

2 業務の概要

歩道は歩行者優先で自転車は原則車道を走らなければならないが、実際には多くの人が歩道上を歩行者の間をぬうように走行しており、歩行者と接触する事故や、怖い思いをするケースが発生し問題となっている。歩道は歩行者優先であり、自転車利用者に対し歩道を通行する際に押し歩きするよう直接呼び掛けることで、歩行者の安全性を向上させ都心部の魅力アップを図るとともに、多くの人が集まる大通から、交通安全の意識を市内全域に広めることを目的として押し歩き啓発業務を実施する。

1 実施場所

(1) 自転車押し歩き地区

(札幌駅前通(西4丁目線、国道36号)における大通公園～南4条区間の東西歩道)



(2) 札幌市内で実施される交通安全イベントや地域集会等(委託者と協議の上で実施)

(3) その他、委託者と協議の上で啓発することがふさわしいと判断される場所

2 実施期間及び時間

令和元年6月1日(土)～令和元年11月30日(土)

啓発時間帯は、7時～20時(日没)まで。

(平日16時00分～19時00分、土日祝日14時00分～18時00分の時間帯を標準とするが、委託者と協議の上で実施日、時間を決定する。)

3 業務内容

(1) 業務計画書の提出

受託者は、契約後に委託者と協議の上、業務計画書を提出すること。

(2) 準備

ア 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、本業務を実施するにあたって啓発時に配布する啓発品(啓発冊子3,000冊。足りない場合は要相談)は委託者で用意し、業務開始前に受託者の指定する保管場所へ指定日時に受託者が引き取りに来ること。引き取った啓発品は受託者が責任をもって管理すること。

イ 会場までの交通費等

実施場所までの交通費は受託者が負担すること。

(3) 押し歩き啓発等内容(押し歩き啓発およびカウント等)

ア 自転車押し歩き地区における内容

啓発場所にて啓発員を配置あるいは巡回し、通行人に対して歩道上での自転車押し歩きを呼び掛けるとともに、受託者が別に指定する啓発物を掲揚又は配布する。

イ 自転車押し歩き地区以外における内容

原則として、イベント会場内等道路外で行うこととし、来場客等に対し、歩道上での自転車押し歩きを呼び掛けるとともに、受託者が別に指定する啓発物を掲揚又は配布する。

イベント主催者や会場管理者等に対する調整は受託者が行うこと。

ウ 人数・台数カウント等

自転車押し歩き地区において、自転車通行について委託者が指定する人数・台数（押し歩き協力人数等）についてカウントを行う（カウンターは委託者より貸与）。
カウントは、原則として啓発実施時間以外に実施するものとする。

カウントの体制は問わないが、複数で実施する場合は重複してカウントすることのないよう注意するとともに、データの比較を行うため、毎月1回以上、期間中合計10回以上行うこと。カウント時間は2時間を標準とするが委託者と協議の上で実施日、時間を決定することとする。

エ 啓発参加人数基準

期間中の啓発総参加人数基準を514人・時とし、啓発実施期間中の合計で本基準を満たす人員にて啓発を実施することとする。ただし、「ウ 人数・台数カウント等」業務に従事する人数は含めないものとする。

カウントに参加する人数基準を40人・時以上とする。

(4) 広告掲出

札幌駅前通に存在する地下街出入口上屋壁面12か所のうち6箇所、委託者から支給する広告を掲出する。

※実施期間中、2週間の掲出を2回以上行うものとする。

(5) 連絡会議の実施

委託者と協議の上で、対象地域（実施場所(1)）における商店街関係者等、地域の方々を集めた連絡会議を期間中に2回以上開催し、地域と一体となった啓発となるよう意見交換を行う。

(6) 商店街や商業施設の従業員に対する啓発

対象地域（実施場所(1)）における商店街や商業施設と協力し、従業員に対する啓発を行う。

3 業務期間

契約締結日から、令和元年12月31日までとする。

4 提出物

下記について提出すること。（内容については委託者と協議）

- 業務実施計画書
- 業務実施報告書
- 取得カウントデータ解析結果

5 特記事項

本業務は平成27年度より継続して実施している取組であり、押し歩きについては強制するのではなく、若者が呼び掛けをお願いする趣旨で実施してきている。そのため啓発員の年齢については、原則として30歳代以下の人員で構成することとし、上記趣旨を理解の上で実施すること。

また、安全な歩行空間を形成することによる地域の魅力向上も目的としており、地元商店街などと連携し、地域と一体となった取組となるよう、地元関係者に事前に説明し了解を得ることとする。

本業務に従事する人員を用いて、本業務に関係のない広報を行ってはならない。

本業務に従事する啓発員については、必要な保険に加入し、加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

その他、この仕様書に定めのない事項は、受託者は委託者の指示に従うこと。

6 担当

札幌市市民文化局地域振興部区政課（交通安全担当） 三海、小本
（札幌市役所 1 3 階南側） Tel011-211-2252